[規十二条の七の二 八 二及び木、規十二条の七の五 七 二及び木]

【規十二条の七の二 八 二及ひ	小、死」一本	0) 00111		ניוייכ					ĺ																	
水質検査に係る地下水を摂	采取した場所	fi	処分場	ピット	·水(採z	火設傭	青)																			
採取月			4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月]	11月		12月		1月		2月		3月	
水質検査に係る地下水を摂	采取した日		-		5月24日		-		-		8月26	日	-		10月29	9日	11月25日		-		-		2月27	日		
水質検査の結果の得られた			_		6月12	2日	_		_		9月12	日	_		12月12	12月12日 12月13日		日	_		-		3月13日			
検査項目	基準値	単位	計量値	判定			計量値	判定	計量値	判定		,	計量値	判定		判定			計量値	判定	計量値	判定	計量値		計量値	判定
フェノール類	5以下	mg/l	HI	1370	H I	132	пте	1370	m <u> </u>	137	川土に	1370	пте	137	ND	0	пте	137	пте	137	HI THE	137	пте	1370	n ± E	132
銅	3以下	mg/l													ND	0										
亜鉛	2以下	mg/l													ND	0										
溶解性マンガン	10以下	mg/l													0.23	0										
溶解性鉄	10以下	mg/l													ND	0										
全クロム	2以下	mg/l													ND	0										
ふっ素	15以下	mg/l													0.7	0										
ほう素	50以下	mg/l													0.5	0										
大腸菌郡数	3000以下	個/ml													17	0										
全りん	16(日間8)以下	mg/l													0.1	0										
カドミウム	0.1以下	mg/l													ND	0										
全シアン	1以下	mg/l													ND	0										
有機リン	1以下	mg/l													ND	0										
鉛	0.1以下	mg/l													ND	0										
六価クロム	0.5以下	mg/l													ND	0										
砒素	0.1以下	mg/l													ND	0										
全水銀	0.005以下	mg/l													ND	0										
アルキル水銀	検出されないこと	mg/l													ND	0										
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	mg/l													ND	0										
アンモニア性窒素		mg/l													5.9											
亜硝酸性窒素	※ 1	mg/l													0.05	0										
硝酸性窒素		mg/l													0.1											
ヘキサン抽出物質量(鉱物油)	5以下	mg/l													ND	0										
ヘキサン抽出物質量(動植物油)	30以下	mg/l													ND	0										
セレン	0.1以下	mg/l													ND	0										
1.1.1-トリクロロエタン	3以下	mg/l													ND	0										
四塩化炭素	0.02以下	mg/l													ND	0										
1.2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/l													ND	0										
1.1-ジクロロエチレン	0.2以下	mg/l													ND	0										
ジクロロメタン	0.2以下	mg/l													ND	0										
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.4以下	mg/l													ND	0										
テトラクロロエチレン	0.1以下	mg/l													ND	0										
1.1.2-トリクロロエタン	0.06以下	mg/l													ND	0										
トリクロロエチレン	0.3以下	mg/l													ND	0										
ベンゼン	0.1以下	mg/l													ND	0										
1.3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/l													ND	0										
シマジン	0.03以下	mg/l													ND	0										
チウラム	0.06以下	mg/l													ND	0										
チオベンカルブ	0.2以下	mg/l													ND	0										
ダイオキシン類(全毒性等量)	10以下	pg-TEQ/I													0.015	0										
рН	5.8 ~ 8.6	_			7.1	0					6.9	0					7.6	0					7.8	0		
COD	90	mg/l			4	0					8	0					7	0					10	0		
BOD	60	mg/l			3	0					3	0					1	0					5	0		
浮遊物質量	60	mg/l			ND	0					ND	0					6	0					ND	0		
全窒素 ※1・1リットルにつき、アンチニア	120	mg/l			1.2	0					6.3	0					4.3	0					6.0	0		

※1:1リットルにつき、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200ミリグラム以下

[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

水質検査に係る地下水を抗	采取した場所	f	周縁地	域地	下水 No	.1(上	:流)																			
採取月			4月	4月			6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
水質検査に係る地下水を抗	采取した日		4月26	日	5月24	日	6月28	日	7月30	日	8月26	日	9月27日		10月29日		11月25日		12月24	日	1月30日		2月27日			
水質検査の結果の得られた			5月20	日	6月3日	3	7月10	日	8月22	日	9月12	9月12日		10月15日		2日	12月13日		1月15日		2月13日		3月13	日		
 検査項目	基準値	単位	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定
電気伝導率	-	ms/m	22	0	22	0	18	0	21	0	21	0	22	0	21	0	20	0	21	0	22	0	22	0		T
全シアン	検出されないこと	mg/l													ND	0										
鉛	0.01以下	mg/l													0.001	0										
六価クロム	0.05以下	mg/l													ND	0										
砒素	0.01以下	mg/l													ND	0										
全水銀	0.0005以下	mg/l													ND	0										
アルキル水銀	検出されないこと	mg/l													ND	0										
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	mg/l													ND	0										
セレン	0.01以下	mg/l													ND	0										
1.1.1-トリクロロエタン	1以下	mg/l													ND	0										
四塩化炭素	0.002以下	mg/l													ND	0										
1.2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/l													ND	0										
1.1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/l													ND	0										
ジクロロメタン	0.02以下	mg/l													ND	0										
テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/l													ND	0										
1.1.2-トリクロロエタン	0.006以下	mg/l													ND	0										
トリクロロエチレン	0.03以下	mg/l													ND	0										
ベンゼン	0.01以下	mg/l													ND	0										
1.3-ジクロロプロペン	0.002以下	mg/l													ND	0										
シマジン	0.003以下	mg/l													ND	0										
チウラム	0.006以下	mg/l													ND	0										
チオベンカルブ	0.02以下	mg/l													ND	0										
カドミウム	0.01以下	mg/l													ND	0										
1.4-ジオキサン	0.05以下	mg/l													ND	0										
1.2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/l													ND	0										
塩化ビニルモノマー	0.002以下	mg/l													ND	0										
ダイオキシン類(全毒性等量)	1以下	pg-TEQ/													0.039	0										
浮遊物質量	60	mg/l	ND	0	ND	0	1	0	ND	0	ND	0	ND	0	ND	0	ND	0	ND	0	ND	0	ND	0		
必要な措置を講じた年月日とその																										

※1:異常が認められた場合のみ記入すること。

[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

水質検査に係る地下水を	采取した場所	斤	周縁地	域地	下水 N	0.2(下	流)																			
採取月			4月	4月			6月		7月		8月		9月		10月	1	11月]	12月	1	1月		2月		3月	Ī
水質検査に係る地下水を	全に係る地下水を採取した日			4月26日		5月24日		6月28日		日	8月26	日	9月27	日	10月29日		11月25日		12月24日		1月30日		2月27日			
水質検査の結果の得られる	<u>た</u> 日		5月20	日	6月11日		7月10日		8月22日		9月12	日	10月15日		12月12日		12月12日		1月15日		2月14日		3月13日			
<u></u>	基準値	単位	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定
電気伝導率	_	ms/m	32	0	30	0	24	0	30	0	32	0	32	0	28	0	32	0	33	0	37	0	34	0		Ħ
全シアン	検出されないこと	mg/l													ND	0										
鉛	0.01以下	mg/l													0.02	0										
六価クロム	0.05以下	mg/l													ND	0										
砒素	0.01以下	mg/l	0.007	0	0.006	0	0.007	0	0.008	0	0.011	0	0.009	0	0.010	0	0.006	0	0.005	0	0.003	0	0.004	0		
全水銀	0.0005以下	mg/l													ND	0										
アルキル水銀	検出されないこと	mg/l													ND	0										
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	mg/l													ND	0										
セレン	0.01以下	mg/l													ND	0										
1.1.1-トリクロロエタン	1以下	mg/l													ND	0										
四塩化炭素	0.002以下	mg/l													ND	0										
1.2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/l													ND	0										
1.1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/l													ND	0										
ジクロロメタン	0.02以下	mg/l													ND	0										
テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/l													ND	0										
1.1.2-トリクロロエタン	0.006以下	mg/l													ND	0										
トリクロロエチレン	0.03以下	mg/l													ND	0										
ベンゼン	0.01以下	mg/l													ND	0										
1.3-ジクロロプロペン	0.002以下	mg/l													ND	0										
シマジン	0.003以下	mg/l													ND	0										
チウラム	0.006以下	mg/l													ND	0										
チオベンカルブ	0.02以下	mg/l													ND	0										
カドミウム	0.01以下	mg/l													ND	0										
1.4-ジオキサン	0.05以下	mg/l													ND	0										
1.2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/l													ND	0										
塩化ビニルモノマー	0.002以下	mg/l													ND	0										
ダイオキシン類(全毒性等量)	1以下	pg-TEQ/													0.039	0										
浮遊物質量	60	mg/l	33	0	31	0	29	0	36	0	33	0	31	0	32	0	35	0	27	0	29	0	29	0		
必要な措置を講じた年月日とそ	必要な措置を講じた年月日とその内容(※1)																									

※1: 異常が認められた場合のみ記入すること。

[規十二条の七の二 八 ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 七 ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

[規十二条の七の二 八 ロ、ハ、ヘ、ト』 点検月			4月 5月		6月 7月				8月		9月		10月		11月	12月			1月 2月				3月		
維持管理項目	点検頻度	必要な措置 を講じた年 月日とその 内容(※1)	異状 の 有無																						
雨水集排水設備	毎日		無		無		無		無		無		無		無		無		無		無		無		
擁壁等 (※2)	毎日																								
遮水工 (※2)	毎日																								
調整池 (※2)	毎日																								
浸出液処理設備 (※2)	毎日																								
防凍措置 (※2)	毎日																								

※1:異常が認められた場合のみ記入すること。

※2:該当しない。

残余容量(年1回)

[規十二条の七の二 八 リ、規十二条の七の五 七 リ]

測定年月日	令和6年 4月 1日
測定結果	0m ³